議題１（委員会決裁事項（規則第３条第６号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和６年９月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第５条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第７条第２項に基づき承認する。

令和６年９月20日

大阪府教育委員会

〇予算案

　１　令和６年度大阪府一般会計補正予算（第２号）の件（教育委員会関係部分）

○事件議決案

　１　工事請負契約締結の件（大阪府立体育会館電気設備改修工事）

　２　工事請負契約変更の件（大阪府立中之島図書館書庫棟改築その他工事）

　３　大阪府立交野支援学校四條畷校における通学等バスの介助員の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

〇条例案

１　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等一部改正の件

　２　大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例の件

３　大阪府立学校条例の一部を改正する条例の件

４　大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

＜参考＞

　　〇大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第５条　第３条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第７条　　（略）

　２　第５条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。